

総社市再出発制度改革委員会設置条例をここに公布する。

平成26年4月25日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第14号

総社市再出発制度改革委員会設置条例

(目的及び設置)

第1条 談合その他の不正行為を排除し、並びに公正な競争、透明性の向上及び品質確保の実現を目的に、入札、契約その他制度の改革に関する提言を行うため、総社市再出発制度改革委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審議し、及びこれらの事項に関して市長に提言する。

- (1) 入札及び契約の検証に関すること。
- (2) 入札制度等の改革に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条に定める目的を達成するために必要な事項

(組織等)

第3条 委員会は委員7人以内で組織し、委員は学識経験等を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、平成27年3月31日までとする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第9条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第4項の規定に基づき、委員の報酬は、月額7,500円とする。

2 前項に掲げるもののほか、費用弁償の額及び支給方法は、総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年総社市条例第35号)を準用する。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例による最初の委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(失効)

3 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。